

大阪市立鶴見南小学校 PTA 規約

第1章 名称

第1条 この会は、任意加入の社会教育関係団体であり、「大阪市立鶴見南小学校 PTA」と称し、その事務所を同校内に置く。

第2章 目的

第2条 この会は児童の父母、またはこれに代わる者(以下「保護者」という)と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする

第3条 この会は、前条の目的を遂げるために、次の活動をする。

- ① 教育水準を高めるために、会員の成人教育を盛んにするとともに学校教育について正しく理解を深める。
- ② 家庭と学校との緊密な連携によって、児童の福祉を増進する。
- ③ 家庭と学校と社会における教育的環境を良くする。

第3章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

- ① 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- ② 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
- ③ この会、またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- ④ この会は自主独立のものであって、他の団体からの支配、統制、または、干渉を受けない。
- ⑤ 学校の教育方針、および人事、並びに管理には干渉しない。

第4章 会員

第5条 この会の会員となることのできる者は、次の通りである。

- ① この学校に在籍する児童の保護者。
- ② この学校の校長、及び教職員。
- ③ この会の会員になろうとする者は、所定の入会届(PTA 入会申込書・会費引

落し承諾書)を会長に提出するものとし、期間は原則として児童の卒業までとする(自動継続)。

- ④ 本会への退会希望者は、退会届を提出することにより、退会することができる。但し、子の卒業や転校または勤務校の異動によって会員資格を失うものは、退会届の提出は必要なく、会員資格の消滅をもって退会とする。児童が鶴見南小学校に在籍する間は、申し出の翌月から再度入会することができる。

第6条 この会の会員は、すべて会費を納める義務を有する。

第5章 経理

第7条 この会の経費は、会費、事業収入をもってする。

第8条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第9条 この会の資産はすべて第2章にあげた以外の目的のための支出、または使用してはならない

第10条 この会の会費は、一律1口月額三百円/人負担するものとする。

第11条 この会の経理は、会計監査を経て、会員に報告されなければならない。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役員とその選出

第13条 この会の役員は、次の通りである。

- ・ 会長 1名 保護者
- ・ 副会長 若干名 保護者(男女各1名以上)
- ・ 書記 1～2名 保護者
- ・ 会計 1～2名 保護者

① 役員は、男女のいずれか一方にかたよってはならない。

② 役員は、他の役員、または会計監査を兼ねることができない。

第14条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第15条 役員等の選出及び就任は次のとおり行われる。

① 本会の役員、会計監査員を選出するために、選挙管理委員会を置く。その任務、構成、選出方法については、細則にまとめる。

② 選挙管理委員会は、任務を終了したときに解散する。

③ 選挙により役員を選出し、新年度の定期総会での承認をもって就任する。

第16条 会長に欠損を生じたときは、副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。

第17条 会長以外の役員に欠損を生じたときは、実行委員会がこれを補充する。任期は前

任者の残任期間とする。

第7章 役員の資格とその任務

第18条 この会の目的、ならびに方針について、十分な理解をもっている会員で、公選による公職者でない者は、第6章の規定に従って役員になることができる。

第19条 会長は、次の職務を行う。

- ① この会を代表し総括する。
- ② 他の役員、及び校長の意見を聞いて、各委員会の委員長を委嘱する。
- ③ 実行委員会の承認を得て、各委員会の委員を委嘱する。
- ④ 総会及び実行委員会を招集する。
- ⑤ 各委員会(会計監査委員会を除く)に出席して意見をのべることができる。

第20条 副会長は、会長を補佐し会長不在の場合は代理を務め、その職務を代理する。

第21条 書記は、次の職務を行う。

- ① 総会、及び実行委員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- ② 記録、通信、その他電子書面、書類を保管する。
- ③ 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

第22条 会計は、次の職務を行う。

- ① 総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
- ② 予算の立案に協力する。
- ③ 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
- ④ 会計監査をうけて、会員に報告する。

第23条 役員の任務は、次の通りである。

- ① この会の目的達成に必要な活動の年間計画をたてる。
- ② 年間計画に基づく事業・活動に必要な収支予算の調整を行う。
- ③ 各委員会の事業・活動の調整を行う。

第8章 会計監査委員会

第24条 この会の経理を監査するために、会計監査委員会を置き、委員長の他、2名の委員を置く。

第25条 会計監査委員長の就任は、第15条に順じて行い、会計監査委員長が、他の委員を選任する。

第26条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し、年間1回以上全会員にその結果を報告する

第27条 会計監査委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第28条 会計監査委員長は、実行委員会に出席して、意見を述べることができる。

第9章 総会

第29条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第30条 総会定足数全会員の5分の1の書面表決書（電磁的記録を含む）の提出または出席があった場合に成立する。

第31条 実行委員会が必要と認めたとき、会長はいつでも総会を招集する。

第32条 総会は毎年開催する。また、書面（電磁的記録を含む）決議での開催も可能とする。その場合3分の1以上の賛成で可決とする。

第33条 この会の年間事業計画、および予算の審議決定、ならびに決算報告の承認は総会で行う。

第10章 実行委員会

第34条 実行委員会は、この会の役員、各委員会の委員長および校長、教頭、教務主任をもって構成される。

第35条 実行委員会の任務は次の通りである。

- ① 会長によって任命される各委員会の委員を承認する。
- ② 各委員によって立案された事業計画を審議検討する。
- ③ 総会に提出する議案を調整する。
- ④ その他、規約ならびに総会の決議に従って、この会の事務を処理する。

第36条 実行委員会は学期ごとに1回以上定例会を開催することを原則とし、定足数は委員数の2分の1とする。但し、やむをえない場合は、この限りではない。決議は、出席者の過半数の同意を要する。

第11章 委員会

第37条 この会の活動に必要な事項について、調査・研究・立案・実施するために、次の委員会を置く。・学習人権委員会・青少年活動委員会・保健給食委員会・ベルマーク委員会・広報委員会・イベント委員会

第38条 改正により削除。

第39条 各委員会の委員長は、他の役員および校長の意見を聞いて会長が委嘱する。

- ①委員は、委員長の選定に基づき実行委員会の承認を得て、会長が委嘱する。

第40条 各委員会の委員長、および委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

- ① 委員会相互間において、委員長は、他の委員長を兼ねることができない。
- 第41条 学習人権委員会の任務は、次の通りである。
- ① 家庭や地域の教育資源を活用し、児童の教育に寄与するよう学習の機会を設ける。
- ② この会の学習人権活動を活発にするために、研修事業を推進する。
- ③ 地域における関係諸団体との連携をはかる。
- ④ 全会員を対象に、標準服を中心とした学用品のリサイクルを実施し、物を大切にすることを高める。
- 第42条 青少年活動委員会の任務は、次の通りである。
- ① 児童の健全な活動のために協力する。
- ② 児童のスポーツ、レクリエーション活動を活発にする。
- ③ 学校及び地域における青少年育成団体との連携をはかる。
- 第43条 保健給食委員会の任務は、次の通りである。
- ① 学校給食が十分な効果をあげられるようにつとめる。
- ② 児童の健康増進をはかり、全員の保健衛生に対する理解を深めるようつとめる。
- 第44条 ベルマーク委員会の任務は、次の通りである。
- ① ベルマークの回収、整理、発送を行う。
- ② ベルマーク預金による学用品や備品の購入を推進し、児童の学習環境の充実をはかる。
- ③ ベルマーク運動への理解と協力を得るため、保護者への啓発活動を行う。
- 第45条 広報委員会の任務は、次の通りである。
- ① 会員に対し、情報を伝達する。
- ② 地域社会に対して、この会の認識と理解を深め、協力を得ようつとめる。
- ③ 機関誌を年1回以上発行する。
- 第46条 イベント委員会の任務は、次の通りである。
- ① 学校が主催する行事、および学校内における各種イベントの運営を補助する。
- ② 地域社会が実施する催事や活動に協力し、学校と地域の交流を深めるようつとめる。
- ③ 区のPTA協議会等が主催する行事や各種セミナーに参加し、その運営を補助する。
- 第47条 校長、および教頭、教務主任は各委員会に出席して意見を述べることができる。
- 第48条 各委員会は、その事業計画について、実行委員会にはからなければならない。

第 1 2 章 改正

第 4 9 条 この規約は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成によって改正することができる。ただし改正案はすくなくとも 7 日前にその内容を全会員に知らせておかなければならない。

附則

昭和 63 年 5 月 発効

平成 19 年 5 月 一部改正

平成 23 年 5 月 一部改正

平成 30 年 5 月 一部改正

令和 元年 5 月 一部改正

令和 3 年 5 月 一部改正

令和 4 年 5 月 一部改正

令和 6 年 5 月 一部改正

令和 7 年 5 月 一部改正

令和 8 年 5 月 一部改正

細則

第1章 選挙管理委員会

第1条 選挙管理委員会は、役員会全員および校長、教頭によって構成される。

第2条 選挙管理委員会は、次のような任務を負う。

- (1) 次年度の役員選出に関する事務
- (2) 次年度の会計監査委員長選出に関する事務

第3条 役員を選出方法

- (1) P T A会長は全会員へ「立候補用紙」を配付する。
- (2) 立候補希望者は、「立候補用紙」を提出する。
- (3) 選挙管理委員会は、役員立候補者名簿を作成する。
- (4) 役員の定数を超えた場合は、選挙を行う。
- (5) 定期総会での承認をもって役員に就任する。

第4条 選挙管理委員会は、選挙に関する事務の一切を行うものとし、次の事項を告示する。

- イ) 選挙する役員の種別とその定数並びに会計監査の定数に関する事項
- ロ) 立候補に必要な事項並びに候補者の名前、P T Aにおける経歴
- ハ) 選挙の日時と場所及び選挙の方法と結果に関する事項

第5条 役員と会計監査に立候補者がいないときはその旨を全会員に知らせ、選挙管理委員会の責任において候補者を選考する。

附則

この細則は 令和8年5月より施行する。

鶴見南小学校 P T A 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 この個人情報取扱規則（以下「本規則」という）は、大阪市鶴見南小学校 PTA（以下「本会」という）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いに関する基本的事項を定める。本規則により事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報の適正な収集・利用・管理を図り、もってプライバシーの保護を実現する事を目的とする。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または広報資料など適切な方法により会員に周知する。

(定義)

第4条 本規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報：生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 保有個人情報：本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (3) 本人：前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう。
- (4) 役員：本会の役員会を構成する者をいう。
- (5) 委員：本会の委員会を構成する者（役員を含む）をいう。
- (6) 教職員代表：本会の役員会及び委員会に出席する教職員の代表者をいう。
- (7) 従業者：本会の指揮命令を受け、本会の業務に従事する者をいう。

(管理者)

第5条 本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。

(取扱者)

第6条 本会における個人情報データベース取扱者は、本会役員・委員長とする。

(利用)

第7条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) PTA 会費請求、管理業務等に関する連絡
- (2) 本会の事業に関する文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成
- (4) 本会役員・委員選出等の推薦活動
- (5) ○○当番表、○○班表、一人一役表の作成
- (6) ○○イベントの名簿等の作成
- (7) ホームページや広報紙への掲載
- (8) 問い合わせまたは依頼等への対応
- (9) その他、事前にお知らせし同意を頂いた目的の場合

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(個人情報の取得)

第9条 本会が取り扱う個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め本人に明示の上、同意を得る。

(管理)

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理し、不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに処分する。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管する。また、持ち出す場合は、電子メールでの送信も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行う。

(第三者提供の制限)

第12条 本会は、個人情報は次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童（生徒）の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者へ提供に係る記録の作成等)

第13条 個人情報を第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は不要）

(秘密保持義務)

第15条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

第16条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令 に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第17条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(研修)

第19条 本会は、PTA活動者に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(改定)

第20条 本会の「鶴見南小学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

このPTA個人情報取扱規則は 令和8年5月より施行する。